

審査基準及び標準処理期間

処 分 名	行政文書の公開請求に対する決定
根拠法令及び条項	高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号） 第11条
所 管 課	総務局 コンプライアンス推進課
標準処理期間 (経由機関での処理日数)	公開請求があった日の翌日から起算して14日以内
審査基準	<p>1 公開決定等の審査基準</p> <p>高松市情報公開条例（以下「条例」という。）第11条に基づく公開又は非公開の決定は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 公開する旨の決定（条例第11条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>ア 公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されていない場合</p> <p>イ 公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合であって、当該非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には非公開情報が記録されている部分を除いて公開する。</p> <p>ウ 公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に当該行政文書を公開する必要があると認めるとき（条例第9条）。</p> <p>(2) 公開しない旨の決定（条例第11条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>ア 公開請求書に条例第6条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、公開請求者に補正を求めるものとする。</p> <p>イ 公開請求に係る行政文書を保有していない場合</p> <p>ウ 条例第16条第1項及び第2項の規定により公開を行わない場合又は同条第3項の規定により条例の規定を適用しない場合</p> <p>エ 公開請求に係る行政文書に記録されている情報が全て非公開情報に該当する場合</p> <p>オ 公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合であって、当該非公開情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき。</p> <p>カ 公開請求に係る行政文書の存在の有無を明らかにするだけで、非公開情報を公開することになる場合（条例第10条）</p> <p>(3) 前2号の判断に当たっては、次項から第6項までに定めるところによる。</p> <p>2 行政文書該当性に関する判断基準</p> <p>公開請求の対象が行政文書に該当するかどうかの判断は、条例第2条第</p>

2項の規定により行う。

3 非公開情報該当性に関する判断基準

公開請求に係る行政文書に記録されている情報が非公開情報に該当するかどうかの判断は、条例第7条各号の規定により行う。

4 行政文書の一部公開に関する判断基準

行政文書の一部公開をすべき場合に該当するかどうかの判断は、条例第8条の規定により行う。

5 公益上の理由による裁量的公開に関する判断基準

公益上の理由による裁量的公開を行うかどうかの判断は、条例第9条の規定により行う。

6 行政文書の存否に関する情報に関する判断基準

行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は、条例第10条の規定により行う。

【根拠法令等】

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、病院事業管理者、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 市民の利用に供することを目的として保有しているもの

(3) 高松市公文書等の管理に関する条例(平成25年高松市条例第2号)第2条第4項に規定する特定歴史公文書等

(4) 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に管理しているもの（前号に掲げるものを除く。）

(行政文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除

く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

エ 公益上公にすることが必要である情報として実施機関が定める情報であって、公にしたとしても個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるもの

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 市の機関、国の機関及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関、国の機関又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しく

はその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国若しくは他の地方公共団体の機関の指示により、公にすることができないとされている情報

(行政文書の一部公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る行政文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報(第7条第6号に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、速やかに、公開請求者に対し、その旨並びに公開する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、公開しない旨の決定をし、速やかに、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の場合において、公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開

	<p>しないときは、実施機関は、その理由及び当該行政文書の全部又は一部を公開しない理由がなくなる日（その日をあらかじめ明示することができる場合に限る。）を付記しなければならない。</p>
--	---